



日本はひとつ  
しごとプロジェクト



ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

厚生労働省山口労働局発表  
平成26年11月26日（水）

担  
当

厚生労働省 山口労働局 職業対策課  
職業対策課長 榎村 実行  
高齢者対策担当官 瀬田 浩孝  
電 話 (083) 995-0383

### 山口県内の民間企業の実雇用率は2.46%

#### ～平成26年 障害者雇用状況の集計結果～

山口労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成26年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### <民間企業>（法定雇用率2.0%）

- ・雇用障害者数3,972.5人、対前年8.4%（308.5人）増加
- ・実雇用率2.46%、対前年比0.13ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は52.5%（前年比2.9ポイント上昇）

##### <公的機関>（同2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）※（ ）は前年の値

- ・ 県 : 雇用障害者数110.0人（105.0人）、実雇用率2.81%（2.67%）
- ・ 山口県警察本部 : 雇用障害者数14.0人（14.0人）、実雇用率2.76%（2.72%）
- ・ 県教育委員会 : 雇用障害者数160.0人（159.0人）、実雇用率1.92%（1.90%）
- ・ 市 町 等 : 雇用障害者数332.0人（342.5人）、実雇用率2.43%（2.49%）

##### <地方独立行政法人など>（同2.3%）※（ ）は前年の値

- ・雇用障害者数18.5人（11.5人）、実雇用率1.33%（0.89%）

# 障害者雇用状況報告の集計結果

## 1 民間企業における雇用状況

実雇用率は 2.46%

民間企業（県内に本社を有する常用労働者数 50 人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者の数は、3,972.5 人で前年より 308.5 人増加し、過去最高となった。

実雇用率は、2.46%で前年より 0.13 ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は、52.5%で前年より 2.9 ポイント上昇した。

（表 1、表 2）

企業規模別の実雇用率は全ての区分の企業で上昇

企業規模別では、前年と比較した実雇用率は、50 人～99 人規模企業（1.89→1.96）、100 人～299 人規模企業（1.70%→1.76%）、300～499 規模企業（1.76%→2.09%）、500 人～999 人規模企業（1.62%→1.70%）、1,000 人以上規模企業（3.97→3.99）の全ての区分で上昇した。

（表 3）

産業別の実雇用率は建設業、飲食店・宿泊業を除く区分の産業で上昇

産業別では、前年と比較した実雇用率は、製造業（1.98%→2.04%）、運輸業、情報通信業（1.40%→1.43%）、卸売・小売業（1.27%→1.42%）、金融・保険業、不動産業（1.40%→1.55%）、医療、福祉業（2.13%→2.37%）、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（4.06%→4.14%）、その他（1.93%→2.15%）は上昇したが、建設業（1.35%→1.22%）、飲食店・宿泊業（1.90%→1.75%）、は低下した。

（表 4）

## 2 山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

山口県教育委員会の実雇用率は改善するも、全国（2.11%）を下回る

山口県知事部局に在職している障害者の数は 110 人で前年より 5 人増加、実雇用率は 2.81%で前年より 0.14 ポイント上昇した。

山口県警察に在職している障害者の数は 14 人で前年と同様、実雇用率は 2.76%で前年より 0.04 ポイント上昇した。

山口県教育委員会に在職している障害者の数は 160 人で前年より 1 人増加、実雇用率は 1.92%で前年より 0.02 ポイント上昇した。

山口県の機関は 3 機関中 2 機関で達成。

地方独立行政法人に雇用されている障害者の数は 18.5 人で前年より 7 人増加、実雇用率は 1.33% で前年より 0.44 ポイント上昇した。

地方独立行政法人は 5 法人中 2 法人で達成。

(表 5)

### 3 市町等における在職状況

実雇用率は 2.43%

市町等に在職している障害者の数は、332.0 人で前年より 10.5 人減少、実雇用率は、2.43% で前年より 0.06 ポイント低下した。

市町等は 24 機関中 23 機関で達成。

(表 6、表 7)

### 4 今後の対策

- ① 労働局及び公共職業安定所幹部による、雇用率達成指導の強化
- ② 公共職業安定所による「提案型指導」の実施
- ③ 公共職業安定所による障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した雇用促進の取組み及び定着支援の実施
- ④ 障害者の求職ニーズにあった求人確保に向けた取組みの強化
- ⑤ 各種助成制度の活用による就職機会の確保
- ⑥ 職場実習受入事業所の開拓及び職場実習の実施

## 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(山口県)

(平成26年6月1日現在)

表1 民間企業における障害者数及び雇用率の推移

年	企業数(社)	障害者数(人)		実雇用率(%)		全国雇用率(%)	
			前年比 増 減		前年比 増 減		前年比 増 減
平成元年 6月	520	1,511		1.63		1.32	
2年 6月	534	1,575	64	1.64	0.01	1.32	0.00
3年 6月	557	1,700	189	1.67	0.04	1.32	0.00
4年 6月	590	1,841	141	1.75	0.08	1.36	0.04
5年 6月	591	1,917	76	1.81	0.06	1.41	0.05
6年 6月	584	1,940	23	1.81	0.00	1.44	0.03
7年 6月	561	1,892	△ 48	1.81	0.00	1.45	0.01
8年 6月	562	1,864	△ 28	1.76	△ 0.05	1.47	0.02
9年 6月	574	1,853	△ 11	1.73	△ 0.03	1.47	0.00
10年 6月	564	1,885	32	1.78	0.05	1.48	0.01
11年 6月	608	1,936	51	1.78	0.00	1.49	0.01
12年 6月	607	1,888	△ 48	1.74	△ 0.04	1.49	0.00
13年 6月	607	2,154	266	1.91	0.17	1.49	0.00
14年 6月	628	2,216	62	1.99	0.08	1.47	△ 0.02
15年 6月	629	2,109	△ 107	1.92	△ 0.07	1.48	0.01
16年 6月	664	2,494	385	2.11	0.19	1.46	△ 0.02
17年 6月	673	2,537	43	2.08	△ 0.03	1.49	0.03
18年 6月	689	2,622.5	85.5	2.08	0.00	1.52	0.03
19年 6月	696	2,805.5	183.0	2.17	0.09	1.55	0.03
20年 6月	691	2,880.0	74.5	2.22	0.05	1.59	0.04
21年 6月	682	2,835.0	△ 45.0	2.22	0.00	1.63	0.04
22年 6月	676	2,993.0	158.0	2.28	0.06	1.68	0.05
23年 6月	755	3,375.5	382.5	2.24	△ 0.04	1.65	△ 0.03
24年 6月	746	3,426.5	51.0	2.28	0.04	1.69	0.04
25年 6月	859	3,664.0	237.5	2.33	0.05	1.76	0.07
26年 6月	844	3,972.5	308.5	2.46	0.13	1.82	0.06

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計。

平成元年～平成4年  
平成5年～平成17年

平成18年～平成22年

平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者、  
 精神障害者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 身体障害者(短時間労働者を含む。重度身体障害者はダブルカウント、重度身体障害者  
 以外の身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、  
 知的障害者(短時間労働者を含む。重度知的障害者はダブルカウント、重度知的障害者  
 以外の知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、  
 精神障害者(短時間労働者を含む。精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

表2 民間企業における障害者雇用状況

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

法定雇用率 (%)	①企業数 (社)	②常用労働者数 (人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
2.0	844	161,300.5	767	2438.5	3972.5	2.46	52.5
	859	157,585.0	751	2162.0	3664.0	2.33	49.6

(注)

- 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。
- 2 「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。「重度」(重度身体障害者及び重度知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行っている。

表3 民間企業における規模別障害者雇用状況

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

項目 規模別(人)	①企業数 (社)	②常用労働者数 (人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
50~99	414	28,381.0	114	327.0	555.0	1.96	52.2
	437	29,978.0	122	322.5	566.5	1.89	49.7
100~299	331	49,817.0	163	552.0	878.0	1.76	54.1
	320	47,766.5	153	506.5	812.5	1.70	51.3
300~499	54	18,940.5	77	241.5	395.5	2.09	53.7
	59	20,443.5	81	198.0	360.0	1.76	49.2
500~999	32	18,069.5	67	172.5	306.5	1.70	37.5
	32	18,401.5	77	144.5	298.5	1.62	37.5
1,000以上	13	46,092.5	346	1145.5	1837.5	3.99	53.8
	11	40,995.5	318	990.5	1626.5	3.97	36.4
計	844	161,300.5	767	2438.5	3972.5	2.46	52.5
	859	157,585.0	751	2162.0	3664.0	2.33	49.6

(注)表2と同じ。

表4 民間企業における産業別障害者雇用状況

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

項目 産業別(人)	①企業数 (社)	②常用労働者 数(人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
建設業	33	3,454.0	10	22.0	42.0	1.22	54.5
	34	3,486.5	12	23.0	47.0	1.35	50.0
製造業	211	42,039.0	207	442.0	856.0	2.04	59.7
	219	42,113.5	211	413.5	835.5	1.98	55.7
運輸業、情報通信業	87	10,328.0	26	96.0	148.0	1.43	46.0
	90	10,560.5	27	93.5	147.5	1.40	46.7
卸売・小売業	121	21,554.0	47	212.5	306.5	1.42	33.9
	118	21,280.5	45	180.0	270.0	1.27	33.9
金融・保険業 不動産業	20	7,019.0	27	55.0	109.0	1.55	45.0
	19	6,900.0	23	50.5	96.5	1.40	31.6
飲食店・宿泊業	27	2,576.5	6	33.0	45.0	1.75	55.6
	28	2,979.5	11	34.5	56.5	1.90	60.7
医療、福祉業	220	33,344.5	144	503.0	791.0	2.37	59.1
	217	31,965.0	130	421.5	681.5	2.13	53.9
教育・学習支援業、複合サービス事 業、サービス業	117	39,869.5	294	1063.0	1651.0	4.14	51.3
	124	37,081.0	287	932.0	1506.0	4.06	48.4
そ の 他	8	1,116.0	6	12.0	24.0	2.15	50.0
	10	1,218.5	5	13.5	23.5	1.93	50.0
計	844	161,300.5	767	2438.5	3972.5	2.46	52.5
	859	157,585.0	751	2162.0	3664.0	2.33	49.6

(注)1 表2と同じ。

2 その他とは、農・林・漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

表5 山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

1 山口県の各機関

(1) 山口県知事部局の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県	3,919.0	110.0	2.81	0.0	特例認定あり(注4)
	3,929.5	105.0	2.67	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 山口県は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
山口県	山口県企業局

(2) 山口県警察の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県警察本部	508.0	14.0	2.76	0.0	
	514.0	14.0	2.72	0.0	

注 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。

(3) 山口県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県教育委員会	8,332.0	160.0	1.92	23.0	
	8,382.0	159.0	1.90	25.0	

注 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。

2 地方独立行政法人等

地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	1,391.5	18.5	1.33	10.5	
	1,291.5	11.5	0.89	15.5	
公立大学法人 山口県立大学	124.5	2.0	1.61	0.0	
	123.0	2.0	1.63	0.0	
公立大学法人 下関市立大学	73.0	1.0	1.37	0.0	
	75.5	1.0	1.32	0.0	
地方独立行政法人 下関市立市民病院	393.0	5.0	1.27	4.0	
	364.5	3.0	0.82	5.0	
地方独立行政法人 山口県立病院機構	732.5	10.5	1.43	5.5	
	728.5	5.5	0.75	10.5	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	68.5	0.0	0.00	1.0	注3
	-	-	-	-	

- 注 1 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。
- 2 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 3 地方独立行政法人山口県産業技術センターにおいては、9月1日現在において、障害者の数1人、実雇用率1.44%、不足数0.0人となっている。

表6 市町等における障害者の在職状況

上段(平成26年6月1日現在)

下段(平成25年6月1日現在)

法定雇用率(%)	①機関数	②職員数(人)	在 職 状 況			実雇用率(%) ウ÷②×100
			障 害 者 数 (人)			
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	
2.3	24	13,682.5	84	164.0	332.0	2.43
	26	13,765.0	83	176.5	342.5	2.49

(注)1 職員数は、除外職員を除く。

2 「障害者数」とは、表5(1)の注3と同じ。

表7 市町の各機関の状況(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>市町等合計</b>	<b>13,682.5</b>	<b>332.0</b>	<b>2.43</b>	<b>2.0</b>	
<b>市町合計</b>	<b>13,182.5</b>	<b>321.0</b>	<b>2.44</b>	<b>2.0</b>	
下関市	2,293.0	59.0	2.57	0.0	特例認定あり(注2)
宇部市	1,512.0	40.0	2.65	0.0	特例認定あり(注2)
山口市	1,603.0	37.0	2.31	0.0	特例認定あり(注2)
萩市	766.0	18.0	2.35	0.0	特例認定あり(注2)
周南市	1,345.0	30.5	2.27	0.0	特例認定あり(注2)
防府市	864.5	23.0	2.66	0.0	特例認定あり(注2)
下松市	320.0	5.0	1.56	2.0	特例認定あり(注2)
岩国市	1,301.0	30.5	2.34	0.0	
山陽小野田市	527.0	13.0	2.47	0.0	特例認定あり(注2)
光市	809.5	18.0	2.22	0.0	特例認定あり(注2)
長門市	365.0	8.0	2.19	0.0	
柳井市	304.0	7.0	2.30	0.0	
美祿市	505.0	12.0	2.38	0.0	特例認定あり(注2)
周防大島町	238.0	8.0	3.36	0.0	
和木町	56.0	1.0	1.79	0.0	
上関町	81.0	2.0	2.47	0.0	
田布施町	134.0	4.0	2.99	0.0	
平生町	85.0	3.0	3.53	0.0	
阿武町	73.5	2.0	2.72	0.0	
<b>教育委員会合計</b>	<b>252.0</b>	<b>6.0</b>	<b>2.38</b>	<b>0.0</b>	
岩国市教育委員会	198.0	5.0	2.53	0.0	
長門市教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
<b>水道局・病院局合計</b>	<b>248.0</b>	<b>5.0</b>	<b>2.02</b>	<b>0.0</b>	
岩国市水道局	84.0	2.0	2.38	0.0	
山陽小野田市水道局	70.0	1.0	1.43	0.0	
山陽小野田市病院局	94.0	2.0	2.13	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」、②欄の「障害者の数」、④欄の「不足数」とは、表5の1(1)の注1、2、3と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
下関市	下関市教育委員会	下関市上下水道局	
宇部市	宇部市教育委員会	宇部市上下水道局	
山口市	山口市教育委員会	山口市上下水道局	
萩市	萩市教育委員会		
周南市	周南市教育委員会	周南市上下水道局	
防府市	防府市教育委員会	防府市上下水道局	
下松市	下松市教育委員会	下松市監査委員事務局	
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会		
光市	光市教育委員会		
美祿市	美祿市教育委員会		



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |   |
|---------------|---|
| ○ 民間企業        | $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般の民間企業} \dots\dots\dots 2.0\% \\ \text{(50人以上規模の企業)} \\ \text{特殊法人等} \dots\dots\dots 2.3\% \\ \left[ \begin{array}{l} \text{労働者数43.5人以上規模の特殊法人、} \\ \text{独立行政法人、国立大学法人等} \end{array} \right] \end{array} \right.$ |
| ○ 国、地方公共団体    | $\dots\dots\dots 2.3\%$<br>(43.5人以上規模の機関)   |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | $\dots\dots\dots 2.2\%$<br>(45.5人以上規模の機関)   |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。